○農林水産省告示第千九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市朝日町大字甘久字柏岳四六〇三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十三号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定に基づき、平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

平成二十四年八月三日

経済産業大臣　枝野　幸男

平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し、令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、平成二十五年二月二日とする。

○国土交通省告示第八百五十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である公益財団法人不動産流通近代化センターから登録講習機関の住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更並びに役員の変更の届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年八月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(1)　登録講習機関の住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都千代田区九段南四丁目八番二十一号山脇ビル八階
変更後	東京都千代田区永田町一丁目十一番三十号サウスヒル永田町ビル八階

(2)　変更する年月日　平成二十四年七月十七日

二　(1)　役員の変更

変更前	田島　穣
変更後	谷澤　淳一

(2)　変更する年月日　平成二十四年六月二十五日

○国土交通省告示第八百五十九号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である公益財団法人不動産流通近代化センターから登録実務講習実施機関の住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年八月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録実務講習実施機関の住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都千代田区九段南四丁目八番二十一号山脇ビル八階
変更後	東京都千代田区永田町一丁目十一番三十号サウスヒル永田町ビル八階

二　変更する年月日　平成二十四年七月十七日

○東北地方整備局告示第百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月三日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社山形県建築サポートセンター

三　(1)　役員の氏名の変更

変更前	鈴木　俊伸、鈴木　辰雄
変更後	木村　孝、古澤　一久

(2)　変更年月日

平成二十四年六月十二日

○北海道開発局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月三日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　虻田都市計画道路事業三・四・三号眺湖通及び三・四・二号国道二三〇号線

三　事業施行期間　自平成二十二年七月十六日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十二年北海道開発局告示第九十八号の事業地のうち虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月三日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　旭川圏都市計画道路事業三・三・十五号永隆橋通及び三・三・六十号宮下通

三　事業施行期間　自平成二十四年八月三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道旭川市一条通九丁目、一条通十丁目、宮下通九丁目及び宮下通十丁目地内

使用の部分　なし